

# 補助金・負担金等の見直しに関する基本方針

木 更 津 市

(令和8年3月)

# 目 次

|   |                        |   |
|---|------------------------|---|
| 1 | はじめに .....             | 1 |
| 2 | 補助金等交付の前提条件.....       | 1 |
| 3 | 補助金等の分類 .....          | 2 |
| 4 | 補助金等の分類ごとの見直しの考え方..... | 2 |
|   | (1) 運営補助 .....         | 2 |
|   | (2) 事業補助 .....         | 2 |
| 5 | 補助金等の審査方法.....         | 3 |
|   | (1) 審査項目 .....         | 3 |
|   | ア 公益性 .....            | 3 |
|   | イ 公平性 .....            | 3 |
|   | ウ 必要性 .....            | 3 |
|   | エ 適時性 .....            | 3 |
|   | オ 効果 .....             | 4 |
|   | (2) 審査の方法 .....        | 4 |
|   | ア 一次審査 .....           | 4 |
|   | イ 二次審査 .....           | 4 |
| 6 | 審査及び採択の透明性.....        | 4 |
| 7 | 見直し効果の持続.....          | 5 |
| 8 | 負担金の見直し .....          | 5 |

## 1 はじめに

本市では、市民・団体・事業者（以下「市民等」という。）と協働・共創しながら持続可能なまちづくりを次世代に継承するため、市民活動に対する支援や地域力を高めるための拠点づくり、にぎわいや交流を生む空間の創出など様々な取組を進めています。

このような取組を一層進展させるためには、補助金等の必要性や効果を検証・評価し、透明性を高めるとともに、補助金等を効果的・効率的に活用することが重要です。

そこで、検証・評価を行う際の基準となる「補助金・負担金等の見直しに関する基本方針」を定め、継続的な見直しに取り組むこととします。

## 2 補助金等交付の前提条件

補助金・負担金等のうち負担金を除く補助金・交付金等（以下「補助金等」という。）は、地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」と規定されているとおり、市が市民等の行う特定の事業等に対し、行政目的に合致するとともに公益上必要があると認めた場合に、その事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うものです。

そのため、補助金等の交付に際しては、以下の前提条件を総合的に勘案し、交付の適否を判断することが必要です。

- (1) 法令に適合しており、客観的に公益上必要であると認められること。  
（市は、判断を客観的に行うため、個別の交付要綱等を整備し、その対象要件等を明確にすること。）
- (2) 効果が広く市民にいきわたり、特定の者の利益のみとならないこと。
- (3) 市と市民等との明確で適切な役割分担による協働であり、交付対象事業等が真に補助すべき内容であること。
- (4) 補助対象団体等の事務や会計処理が適切であり、補助金等の使途が明確であること。
- (5) 補助の対象となる経費を明確にすること。この場合、交際費、慶弔費、懇親会費等、公益的事業に直接関係しない経費については対象としないこと。
- (6) 類似の補助金等や同一団体への事務支援等を含めた重複補助の有無を確認し、公平・公正で効率的な交付を実施するため、補助制度の整理統合に取り組むこと。
- (7) 補助金等の限度額及び終期（5年以内）を設定すること。設定しない合理的な理由がある場合は、その理由や終期の考え方を明確にすること。
- (8) 原則として4年毎のサイクルで見直しを行うこと。

### 3 補助金等の分類

補助金等を交付する事業により以下の性質ごとに分類し、4の考え方に基づいて、見直しを行います。

|     |       |           |                     |
|-----|-------|-----------|---------------------|
| 補助金 | 運営補助金 | 団体運営補助    | 団体の運営に対して行う補助       |
|     |       | 施設運営補助    | 施設の運営に対して行う補助       |
|     | 事業補助  | 建設事業補助    | 施設、設備や道路の整備に対して行う補助 |
|     |       | イベント・大会補助 | イベント・大会に対して行う補助     |
|     |       | その他       | 上記4つ以外に対して行う補助      |

### 4 補助金等の分類ごとの見直しの考え方

#### (1) 運営補助

運営補助は、合理的な理由がある場合に限り、認めるものとします。

団体や施設の運営費を対象に補助するものではありませんが、本来自立した団体等として基礎的経費を自ら賄うべきところが、補助基準や対象経費が曖昧になる傾向が強く、補助対象経費の多くを本市からの補助金等で賄っているような場合は、インセンティブが働かなくなり、団体の自立をも阻害している可能性があるとともに、既得権的に長期化する傾向が強いため、事業補助へ転換することが必要です。

ただし、市と市民等が協働により行う必要がある事業であって、役割分担により市が運営補助や支援を行う場合は、あらかじめ必要事項を書面で取り交わすことや、市が補助や支援を行う必要性や役割分担と終期を明確にすることが求められます。

#### (2) 事業補助

事業補助を実施する上では、本来の「事業」の成り立ちについて、再認識することが重要です。本来「事業」とは、それにかかる「経費」とその事業によって得られる「利益」のバランスが取れていて始めて成立するものです。

そのバランス（事業性）の検討が十分なされないまま、単に不足部分を「補助金」で賄おうとするような考え方になってしまうと、事業の自主性がなくなるばかりか、その「補助金」をいかに獲得するかといった悪循環にも陥りがちになり、結果としてうまく立ち回ってそれを得た人だけが一時的に潤うだけで、地域の活性化にはつながらない結果となってしまうです。

オーガニックシティとして持続可能なまちづくりを推進する上では、補助金の活用においても、その補助によってどれだけの「利益」が地域にもたらされるか、という視点に立つことが必要です。

その上で、補助対象事業を誰が担うことが最も「利益」につながるか見直しを行います。本来、市で行うべき事業の場合には、業務委託等への切り替えを検討します。市と市民等が協働で行うべき事業の場合には、協働の必要性や役割を明確にするとともに、適切な分担や手続が行われているかを確認することが求められます。

## 5 補助金等の審査方法

### (1) 審査項目

上記の前提条件、分類ごとの考え方を総合的に勘案し、交付された補助金等に対して以下の項目を基に、その必要性を審査します。

#### ア 公益性

地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」とされていることから、公益上必要があるかどうか最も重要です。

- a 判断基準となる個別交付要綱等の整備はされているか。
- b 事業目的や事業内容が広く市民の利益となるようなものであるか。
- c 事業目的が市の政策上の位置付けと整合しているか。

#### イ 公平性

補助金等の制度は、いうまでもなく公平に運用されることが必要であり、補助対象が特定の個人や組織に限定されないよう機会均等が保たれていることが必要です。

- a 補助対象が特定の個人や組織に限定されないよう機会均等が保たれているか。
- b 補助金交付先の決定は、適正、かつ、公平な審査を基に行っているか。

#### ウ 必要性

行政の責任において補助すべき必要性があるかどうか判断すべきであり、行政関与の必要性が薄れた場合は、見直すことが必要です。

- a 市と市民等の役割分担の観点から、補助すべき事業・活動であるか。
- b 事業実施主体が、補助金等の交付を前提とした団体運営になっていないか。
- c 補助金が無くなった場合、運営や事業実施が困難になるか。
- d 実績報告書などに、繰越金等の記載はないか。客観的に必要と認められる積立金等を除き、繰越金の額が過大となっていないか。
- e 民間において既に事業化されている場合や類似の事業が存在するなど、代替事業が他に行われていないか。

#### エ 適時性

その事業等に対して、現在の社会状況の中で補助金等の交付を行う必要があるか、他に優先すべきものがないかなど見直すことが必要です。特に5年を超えて継続してい

る事業は、その理由を精査し、ゼロベースで見直します。

- a 他の事業以上に、今年度に行う必要性があるかどうか。
- b 事業目的が社会経済情勢の変化を踏まえ、現在でも取り組むべき内容であるか。

#### オ 効果

補助目的に見合った具体的効果（利益）が出ているか、また、当該年度の目的が達成されているかなど補助金を受けた事業によってもたらされる効果（利益）と、事業全体に要する費用について検証することが必要です。

なお、新規事業の場合は、期待される効果（利益）とします。

- a 事業の実施により想定した効果（利益）が認められるか。
- b 補助金額に見合う効果（利益）が期待できるか。
- c 補助金によって取得された資産（建物、物品等）は活用されているか。
- d 補助対象経費は精査されているか。

### (2) 審査の方法

原則として4年毎のサイクルで全面的な見直しのための審査を行います。

審査を行うにあたっては、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもってしても、なお不足する部分を補助するという必要最小限の原則を踏まえた上で、事業所管課における一次審査と、第三者的視点の二次審査を行います。

#### ア 一次審査

一次審査は事業所管課において審査項目毎に採点し、補助金としての適性度を点数化するとともにその理由を明らかにします。

#### イ 二次審査

二次審査は、行政改革推進会議において第三者的視点から、一次審査と同様に審査項目毎に採点し、補助金としての適性度を点数化するとともに、審査した結果を、拡大・現状維持・縮小・整理統合・廃止の5つの「見直し基準」に分類します。

そして、その審査結果と判定理由について、外部有識者等で構成される行政改革推進委員会に意見を求めることとします。

## 6 審査及び採択の透明性

審査の透明性を高めるため、一次審査及び二次審査結果、並びに補助金等に関する見直し区分を市民に公表した上で、翌年度以降の事業予算への反映を図ります。

## **7 見直し効果の持続**

見直しによる効果を維持向上させるため、指摘事項について毎年度、検討状況を公表します。

また、補助金額は、毎年度当初予算編成において精査することとします。

## **8 負担金の見直し**

補助金・負担金等のうち負担金については、基本的に法令又は契約に基づき支払をしているものが多いため、上記の補助金等の審査方法を参考に必要性・適時性・効果などを審査し、適宜見直しを実施することとします。